

同 い ・ 供 覧	課長	技監	課長代理	課	員	担当

本業の比割に回答する。

九
桂

熱海市伊豆山字赤井谷地内の産業廃棄物の処理について

1 概要

コンクリートガラ等が不適正保管されていた土地を購入した現土地所有者が、自ら当該コンクリートガラを破碎し、自己所有地の造成に使用することについて、東部健康福祉センターからその可否について協議があったもの。

2 不適正保管の概要

行為者	未確定
発生場所	熱海市伊豆山字赤井谷
土地所有者	
発見日	平成 21 年 5 月 12 日
廃棄物の種類	がれき類
廃棄物の量	約 3,000 m ³ (当該がれき類 929.3 m ³)

3 廃棄物の処理について

(1) 課題

[Redacted text]

(2) 検討

[Redacted text]

4 廃棄物リサイクル課の意見 (案)

[Redacted text]

(事業者の責務)

第三条

事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

(事業者の処理)

第十二条

事業者は、自らその産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。第五項から第七項までを除き、以下この条において同じ。)の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準(当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる産業廃棄物を定めた場合における当該産業廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「産業廃棄物処理基準」という。)に従わなければならない。

(産業廃棄物処理業)

第十四条

6 産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその産業廃棄物を処分する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。